

平成24年11月8日

於：三番町共用会議所2階「大会議室」

水産政策審議会 第59回資源管理分科会議事録

水 産 庁

水産政策審議会第59回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成24年11月 8日 10時00分

閉会 平成24年11月 8日 12時26分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員	梶 克之	櫻庭 武弘	佐藤 信幸	鈴木 徳穂
	山川 卓	山下 東子		
特別委員	風無 成一	金田 一義	高橋 健二	能登 博之
	野村 俊郎	濱田 武士	宮島 英雄	八木田和浩
	米田 清			

3 水産庁側出席者

宮原水産庁次長	須藤資源管理部長	香川増殖推進部長
熊谷管理課長	内海漁業調整課長	漆原国際課長
中津漁場資源課長	提坂水産業体質強化推進室長	保科資源管理推進室長
太田生態系保全室長		

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1. 開	会	1
2. 議	事	2
(諮問事項)			
諮問第 223 号	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条		
	第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について	2
諮問第 224 号	漁業法第 5 8 条第 1 項の規定に基づく		
	中型さけ・ます流し網漁業の公示について	2 4
諮問第 225 号	漁業法第 5 8 条第 1 項の規定に基づく		
	小型捕鯨業の公示について	2 5
(審議事項)			
	資源管理指針の一部改正について	2 7
(報告事項)			
①	第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について	2 9
②	漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について	2 9
③	水産資源保護法施行規則の改正及びこれに伴う告示の制定について	3 5
④	指定漁業の許可及び起業の認可の状況について	3 6
(そ の 他)		3 8
3. 閉	会	4 1

○管理課長 それでは、予定の時間が参りましたので、ただいまから「第59回資源管理分科会」を開催させていただきます。

私は、管理課長の熊谷と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、本日出席しております水産庁幹部の異動について御紹介させていただきます。

須藤資源管理部長、そして香川増殖推進部長を始め、本日出席幹部の多数が異動しております。時間の都合がございますので、お手元にお配りしております水産庁幹部出席者一覧をごらんいただきたいと思います。

次に、本会議場のマイクの使用方法について御説明します。ごらんのように、テーブルの各席にはマイクが設定されております。御発言される際には、マイク根本付近にあります緑のボタンを押していただきます。そして、赤いランプがつかましたら発言をお願いいたします。また、発言が終わりましたら、再度ボタンを押してマイクを消していただくということで、よろしくお願いいたします。

なお、マイクから遠い場合には、事務局のほうでマイクを持ってまいりますので、こちらで御発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされております。資源管理分科会委員10名中、現在6名が出席されており、定足数を満たしております。本日の資源管理分科会は成立しております。

では、次に配付資料の確認をさせていただきますと思います。

お手元の資料の議事次第の後に、資料一覧というものがございます。順番に、委員名簿等の資料1、それから諮問文を記しました資料2、続きまして、資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、2-8、2-9、2-10となります。さらに、資料3、それから資料4、資料5-1、5-2、5-3、それから資料6、資料7、資料8、資料9。以上でございます。もし漏れがございますようでしたら、事務局のほうにお知らせいただければと思います。

それでは、山川分科会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は、お忙しいところをお集まりくださりましてありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。本日は、諮問事項が3件、それから審議事項が1件、報告事項が4件でございます。非常

に盛りだくさんではございますけれども、よろしく願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定に基づきまして、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。よろしくお願いいたします。

では、早速ですけれども、諮問事項に入ります。

諮問第223号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、事務局から資料の御説明をいただきますけれども、内容が平成24年漁期TACの期中改定、25年漁期TACの設定、それから25年TAEの設定の3つとなっておりますので、3つに分けて御説明を受けまして、委員の皆様の御意見をいただきたいと思っております。

それでは、まず、24年漁期TACの期中改定から御説明をよろしくお願いいたします。

○管理課長 まず、お手元の資料2をごらんください。今回の諮問内容でございます。諮問文を朗読させていただきます。

24水管第1776号

平成24年11月8日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 郡司 彰

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本
計画の検討等について（諮問第223号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成23年11月25日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

資料を1枚めくっていただきますと別紙がございます。基本計画の改正案が記載されて

おりますが、具体的な内容につきましては、この後、それぞれの資料を用いて御説明いたしますので、ここでは説明を省略させていただきます。

なお、別紙につきましては、事前に皆様に御送付した資料とは若干文言、表現に技術的な変更があります。ただ、本質的な内容に変更がないことを申し添えたいと思います。

それでは、まず、資料2-1をごらんください。

今回の諮問に関係するところを黄色くマークしております。まず、24年漁期におけるスケトウダラ太平洋系群及びマイワシのTAC期中改定及び追加配分について御説明します。

スケトウダラの太平洋系群につきましては、TAC設定の前提となったABCが、水産総合研究センターが実施した資源再評価により増加したことを踏まえて、TACの期中改定を行うものです。

資料2-3をごらんいただきたいと思います。

今漁期のTAC設定の前提となったABCが黄色で示されております。再評価結果は緑で示しております。そのうち太平洋系群におきましては、親魚量を今後10年間望ましい水準に維持する漁獲量をABCとして17万9,000トンが算定されました。

一方で、スケトウダラ太平洋系群につきましては、これまで地域の社会的、経済的な事情も考慮しABCを若干上回るようなTACを設定したこと、それから、資源の再評価、再々評価の都度、ABCが今回と同じように上方修正されてきたこと、こういったことを踏まえまして、今回の期中改定におきましては、親魚量を今後5年間望ましい水準に維持する漁獲量ということで、18万8,000トンにTACを変更したいとしているものでございます。

1点目が、この期中改定でございます。

2点目としまして、24年漁期のスケトウダラ太平洋系群の再評価に伴う期中改定に加えまして、10月26日、北海道庁より要望がございました先行利用方式の設定ということでございます。これについてもあわせて御説明申し上げたいと思います。資料2-4をごらんください。

なお、本日お配りしております資料2-4につきましては、10月末、それから11月当初の最新の数字を使っておりますので、事前に送付しましたものと若干数値が異なっております。また、若干図表等をわかりやすく整理しておりますので、その点、御確認ください。

スケトウダラの太平洋系群のTACについては、資料の3ページ目をごらんください。「第48回資源管理分科会資料」とございますが、平成22年の時点で、TACの先行利用方式をこの時期から導入いたしました。そして23年漁期も同方式がとられたところです。

その実施の前提条件としましては、自主的な漁獲努力量削減を実施した上で、道南太平洋海域における10月の1日当たり採捕量が概ね500トンを超えること、11月以降の採捕見込量が直近の推移から概ね9,000トンを超えると推定されること、を満たすことが前提となっております。

戻りまして、今の資料の1ページ目をごらんください。2の今漁期の状況等でございます。

北海道によっては、本年も関係漁業者が協定等を締結いたしまして、操業開始日を地域ごとに細かく設定するとともに、網の数や長さの削減、休漁等の漁獲努力量削減に取り組んでおります。また、10月の1日当たりの採捕量につきましては502トン、11月の採捕見込み量が9,287トンと、先ほど御説明しました前提条件を満たしております。

次に、先行利用を行った場合の資源への影響でございますが、水産総合研究センターによりシミュレーションを行い、その影響を分析した結果を、裏になりますが、2ページ目に記載してございます。5,000トンを先行利用した場合、さらに1万トンを先行利用した場合、そして、先ほど期中改定予定の18万8,000トン、これとの比較を行いました。仮に先行利用1万トンを使用した場合でも、その数量の差、影響は、1年後に5,000トン、2年目以降であると約2,000トン程度の影響にとどまるという試算がございます。確かに、1万トン先行利用した場合に、全く資源への影響がないわけではありませんが、その差は余り大きなものにならないという結果になっております。

また、この先行利用を要望しました北海道庁よりは、スケトウダラの漁獲は地域、漁協により漁期が大きく異なります。そして、来遊状況によって漁獲が非常に左右される中で、この先行利用枠を活用しながら、沿岸漁業におけるTAC管理の調整を円滑に進めるのが大きなねらい、要望の趣旨でございまして、先行利用枠による漁獲が大幅に増大することのないように慎重に対応したいというような説明も事前にございました。

このような状況を踏まえまして、1点目としまして、先行利用により使用した分については次年度のTAC割当から削減する。ただし、削減分は激変緩和のため5,000トンを上限とし、残余分は翌々年度に繰り越す。②TAC割当量から削減が実施されている間は、新たな先行利用は行わないという条件のもとで、先行利用分として北海道に1万トンを追加配分したいと考えております。

先ほど説明いたしました資源の再評価に伴う期中改定と先行利用分を含めて、資料2-2の3ページ目をごらんいただきたいと思います。「平成24年漁期 すけとうだら漁獲可

能量（案）」ということで、地図がついているものでございます。

太平洋海域の大臣管理分は10万1,000トンから11万1,000トンに、北海道知事管理分は6万8,000トンから8万5,000トンに。したがって、太平洋海域の総量としましては、TACを17万1,000トンから19万8,000トンに変更したいと考えております。

なお、沖合底びき網漁業につきましても、沿岸とのバランスをとるために、沿岸漁業に先行利用を認めた場合、漁業者の要望がある場合には対応したいと考えております。

以上でスケトウダラ太平洋系群についての説明をいたしました。資料2-2の1ページ目をごらんください。この結果、他の地域を含めたスケトウダラ全体の漁獲可能量は26万3,000トンから29万トンとなり、うち大臣管理分が16万6,600トンから17万6,600トンになります。また、北海道への配分は、同じ資料の2ページ目でございますが、9万3,900トンから11万900トンになります。

以上で24年漁期のスケトウダラ太平洋系群のTAC期中改定及び追加配分について御説明いたしました。

続きまして、24年漁期のマイワシのTAC期中改定について御説明申し上げたいと思います。資料2-3をごらんください。2ページ目でございます。

本件につきましては、資源の再評価結果を踏まえて期中改定を行うものでございます。今期のTAC設定の前提となったABCが、2系群の合計で24万5,000トンから32万6,000トンに増加しました。このことを踏まえて、TACをABCの再評価値の合計と等量の32万6,000トンに期中改定するものでございます。

資料2-2をごらんいただきたいと思います。

大臣管理漁業、都道府県管理漁業への配分は1ページ目にあるとおりでございますが、大臣管理分が12万8,000トンから17万トンに増えております。そして、知事管理分の配分につきましては、裏のページ、2ページ目になりますが、全て当初と同じ若干という配分にいたしております。

以上で24年漁期のTACの期中改定、追加配分に関する説明を終わらせていただきます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、魚種がスケトウダラとマイワシの2つの内容がございますので、一つ一つ順番に御審議いただければと思います。

まず、スケトウダラですけれども、太平洋系群につきまして、ABCの再評価の結果、ABCが上方修正された。そして、このため親魚量を今後5年間望ましい水準に維持できる漁

獲シナリオである18.8万トンとTAC数量とするということ。それからあと、期中改定につきまして、これまで当分科会でも何度か御審議いただいたわけですが、漁獲調整の円滑な調整等に利用するため、それから、これまでの漁獲状況等を勘案し1万トンを先行利用ということで利用したいということでございます。

このスケトウダラにつきまして、何か御質問、御意見等ございましたら、よろしく願います。

よろしいですか。

特に御発言がないようでしたら、次に、引き続きましてマイワシの審議に移りたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山川分科会長 では、マイワシですけれども、これもABCの再評価の結果、24万5,000トンというABCの当初の評価だったわけですが、それが32万6,000トンに上方修正された。それに伴いまして、TACもそれに連動させて24万5,000トンから32万6,000トンに上方修正したいということですが、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山川分科会長 では、特段の御意見等ございませんようですので、24年漁期TACの期中改定につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に、25年漁期TACの設定の説明をよろしくお願いいたします。

○管理課長 それでは、明年1月から始まります25年漁期のマアジ、マイワシ及びスルメイカの3魚種におけるTAC設定及び配分について御説明いたします。

今回は、資源評価結果の公表後初めての資源管理分科会でございますので、例年と同じく、具体的な数量の御説明をする前に、まず、個々の特定海洋生物資源の動向について、漁場資源課長から御説明申し上げます。

○漁場資源課長 漁場資源課長の中津でございます。資料2-10をお願いいたします。

水産庁では、毎年、さまざまな調査、解析を実施し、資源評価を行い、資源の状態の把握やABCの算出を行っております。資源評価で使用する用語については、下の枠をござらん

ください。

資源水準でございますが、過去20年以上にわたる資源量の推移等から、「高位・中位・低位」の3段階で判断しております。

資源動向は、資源量（資源量指数、漁獲量）の過去5年間の推移から「増加傾向・横ばい・減少傾向」の3段階で判断しています。

CPUEは、単位（漁獲）努力量当たりの漁獲量（資源量の指標）、例を挙げますと、操業1日当たり1隻当たり漁獲重量などがございます。

次に、Blimitでございますが、資源回復措置の発動がなされる資源量あるいは親魚量の閾値になっております。わかりやすく言いますと、最低これだけは維持すべきとする基準でございます。

Bbanは、禁漁あるいはそれに準じた措置を提言する閾値でございます。

RPS（再生産成功率）は、親魚量当たりの加入尾数の割合です。

卓越年級群は、他の年に比べて特に高い加入量を持つ年級群のことです。

それでは、TAC対象魚種の資源評価結果を説明いたしますが、魚種も多く、時間も限られておりますので、漁獲量が多く、かつまた大きな変化があった魚種、系群についてのみ、要点のみ簡単に御説明いたします。

1枚めくっていただきたいと思えます。まずはサンマでございます。

サンマの太平洋北西部系群でございます。6、7月、表層トロール等により調査をいたしました。2012年の資源量は近年では最も少ないとなっております。昨年度の評価では、資源水準・動向は中位・横ばいとしましたが、本年評価では中位・減少と判断しました。現在の漁獲圧は資源に対して悪影響を及ぼしていないと考えられますが、漁獲圧が高くなった場合の資源の応答が不明であり、必要な親魚量を確保することを基本として、我が国水域でのABCを算定しております。

次に、1枚めくっていただきまして、スケトウダラでございます。スケトウダラにつきましては、北海道及び東北周辺に生息、漁獲されますけれども、4つの系群がございます。それぞれごとに評価をしております。

まずは、太平洋系群ですが、4つの評価単位の中では最も大きな資源になっております。2005年が卓越年級群となって漁獲の主体となっております。以降、卓越した年級群の発生が見られていないこともあり、資源については減少傾向でございます。ただし、2011年度の親魚量は、前年より減少したものの、Blimitを大きく上回っており、安定して推移して

いる状況でございます。昨年度評価では、資源水準・動向は中位・横ばいとしましたが、本年度は中位・減少と判断しました。昨年度評価のABC最大値は13万8,000トンでしたが、本年度評価は、上方修正した年級群がありましたので、最大値を16万6,000トンと算出しております。

次に、1枚めくっていただきまして、スケトウダラ日本海北部系群でございます。加入に不適な環境が続いておりまして、再生産成功率は1989年以降、2006年を除いて総じて低迷しております。資源水準は依然低位で、動向は横ばいと判断しております。

2012年級群は、産卵期に水温が下がりがちで、本年春に実施しました加入量調査では、2012年級群の豊度は2006年級群と同程度によい模様でありまして、これを加味して評価しますと、親魚量の増大を基本にABCを算出しました。

続きまして、次のページでございます。オホーツク南部及びスケトウダラの根室海峡の系群でございます。これらは、ロシア水域を含む広い海域を回遊する資源でございまして、ロシア水域の漁獲状況が不明で評価が困難な資源でございまして、ABCの算出は行ってございません。日本水域の沖底の漁獲状況やCPUEの経年変化から資源水準・動向を判断しております。

次のページでございます。マアジでございます。マアジにつきましては、太平洋系群と対馬暖流系群に大別されます。

まず、マアジの太平洋系群でございますが、昨年度の評価同様、資源水準が中位、動向は減少傾向と判断しております。漁獲圧を現状よりも抑制することが望まれ、相応のABCを算定しております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、対馬暖流系群でございます。こちらにつきましては、資源水準は昨年度評価同様、中位、資源動向は、昨年度は横ばいでしたが、増加傾向と判断しております。マアジの対馬暖流系群の我が国でのABCの最大値は、昨年の評価では14万2,000トンでしたが、本年度評価は18万4,000トンと算定しております。

次に、また1枚めくっていただきまして、マイワシでございます。マイワシも太平洋系群と対馬暖流系群に大別されます。この資源は数十年単位で大きく変動する資源として知られております。

まず、太平洋系群でございますが、近年、資源は極めて低い水準にございましたが、2008年級群の加入がよく、2010年級群も卓越し、増加傾向が顕著であり、2011年の親魚量は

Blimitを上回っております。本年の漁獲状況は2011年同様に良好でございます。道東沖で漁獲されるなど広範囲で漁獲されております。こうした状況から、資源水準は、昨年度評価では低位とされていましたが、本年度評価では中位、資源動向は増加傾向と判断しました。加入量などの年変動が大きく、将来予測における不確実性は高い状況でございます。

なお、これは右下の方の「資源量指標値の推移」のところからですけれども、本年度実施した黒潮から親潮への移行期の幼稚魚調査では、2012年の加入はよい見通しでございますが、卓越した2010年のように環境条件がよいというわけではなく、2010年級が親となって親魚量が増えたためよいということで、次のページでございますが、「加入量および再生産成功率」にグラフを描いておりますけれども、グラフの中でも加入量は高くなっているのが顕著に見てとれると思います。加入量などの年変動が大きく将来予測における不確実性は高うございますが、資源の維持または増大を図ることを基本に、ABCの最大値は、昨年度評価では23万6,000トンといたしましたが、本年度評価では大幅に増加して32万2,000トンと算定しました。

次に、マイワシの対馬暖流系群でございます。資源水準・動向は昨年度同様、低位・増加傾向と判断しました。2010年は太平洋系群と同様、卓越年級群でございます。2011年の漁獲量が4万トンを超えるなど回復の兆しがうかがえますが、その水準は依然低い状況でございます。親魚量をBlimit以上に回復されることを基本に、ABCの最大値は、昨年度評価では9,000トンとしましたが、本年度評価では増加して3万8,000トンと算定しております。

次に、サバ類でございます。サバ類は太平洋に分布する太平洋系群マサバ、ゴマサバと日本海、東シナ海に分布する対馬暖流系群マサバ、東シナ海系群ゴマサバに大別されております。マサバについてのみ御説明させていただきます。

まず、太平洋系群でございますが、2004年級群、2007年級群及び2009年級群の加入は良好であり、資源量は最低水準を脱しております。2009年、2010年級群は2004年級群の半分程度でありますけれども、高い加入水準でございます。2011年の親魚量はBlimitを依然として下回っております。

次のページの2010年の加入尾数の推定のところでございますけれども、経産親魚、これは何回も産卵している年齢の高い魚でございますが、初産親魚より早く産卵し卵質がよいこと、経産親魚が多いと加入がよくなる傾向があることがわかっておりまして、本年春実施した黒潮から親潮への移行域の幼稚魚調査の結果から、本年は比較的サイズが大きく、

かつ現存量は比較的多いことから、2012年の加入はよい見通しでございます。マイワシの太平洋系群と同様、環境が特によかったわけではないのですが、加入量が多いということでございます。これは、これまでの資源回復計画によりまして、漁獲圧を削減するとともに、小型個体を獲り控えてきた、関係者のこのような御努力によりまして、卓越した2009年の年級群が多数残り、これが経産親魚となるなど、親魚が増え、かつ年齢構成に厚みが出たことで2010年のよい加入につながりそうな状況になっていると考えております。

資源水準は依然として低位でございますけれども、資源動向は増加傾向と判断しております。資源親魚量をBlimit以上に回復させることを基本に、ABCの最大値は昨年度とほぼ同じ27万1,000トンと算定しております。

1枚めくっていただきまして、次は対馬暖流系群でございます。資源水準は、昨年度評価同様、中位で、資源動向は、昨年度評価では増加でありましたけれども、本年度は横ばいと判断しております。2011年の親魚量水準を維持することを基本に、我が国水域でのABCの最大値は、昨年度評価と同じ14万6,000トンと算定しました。

次に、スルメイカでございます。スルメイカについては、産卵時期や分布の違いで、秋季発生群と冬季発生群に分けて評価をしております。これは、海洋環境によって資源変動が多い魚種でございまして、現状は好適な環境下にありますが、その動向には注意する必要があります。

まず、冬季発生系群でございますが、昨年度評価に続き資源水準は中位、資源動向は減少傾向と判断しました。本年度は昨年度より漁模様は悪い状況でございます。我が国水域でのABCの最大値は、昨年度は17万9,000トンでございますが、本年度は減少して17万1,000トンと算定しております。

次は、秋季の発生系群でございます。昨年同様、資源水準は高位、資源動向は横ばいと判断しました。我が国水域でのABCの最大値は、昨年度評価と同じ15万8,000トンと算定しました。

次に、ズワイガニでございます。ズワイガニは4つの系群がございます。このズワイガニにつきましては、魚と違いまして年齢形質を持たないということで、同じ大きさでも年齢が異なりますので資源評価は非常に難しい資源でございます。漁獲量の大半を占める日本海系群について御説明いたします。

日本海系群でございますが、評価手法が異なりますので、富山以西のA海域と新潟以北のB海域に分けて評価を行いました。

まず、A海域でございますが、こちらはトロール調査等から資源水準は中位、資源動向は減少傾向と判断しました。昨年度と同じで減少傾向が継続していると判断しております。

次に、B海域でございますが、かご調査等から、資源水準は昨年度同様、高位、資源動向は、昨年度は増加傾向でございましたが、本年度は横ばいと判断しました。

A海域のABCの最大値は、昨年度評価は3,800トンとしておりましたが、本年度評価は減少して3,100トンとしております。また、B海域の最大値は、昨年度評価は480トンとしておりましたが、本年度評価は660トンと算定しております。

なお、次にTAEの対象魚種でございますけれども、これにつきましては、資源の動向と資源水準につきまして、この資料の一番最後のページに魚の写真とともに載せておりますのでごらんいただきたいと思っております。

以上でございます。

○管理課長 それでは、25年漁期のTACの個々の魚種の説明に移ります前に、資料2-5をごらんいただきたいと思っております。「25年漁獲可能量設定のポイント」という資料でございます。

昨年度と同様に、25年漁期のTAC設定に当たりましては、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」の規定に則り、また、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」に定める理念、方法に基づくとともに、以下の4点の考え方により進めたいと思っております。

すなわち、1点目としまして、TACの設定においては、漁業の経営事情を勘案しつつ、ABCを可能な限り超えることのないようにすること。

2点目、より直近の資源動向を踏まえてTACを設定するため、TACの設定時期については、各魚種の管理期間に合わせて以下の時期を目安とすること。

3点目、資源の将来予測には精度の限界があることを踏まえ、新たな資源評価結果や浮魚資源の漁場形成状況等も踏まえ期中改定を行うこと。

4点目、主たる生息水域が外国水域にある資源については、来遊状況が良好な場合に対応できる数量とし、近年の最大漁獲量をベースにTACを設定する。

以上の4点につきましては、24年漁期と同様の考え方でございまして、これを踏襲した形で本年も進めたいと考えております。

まず、マアジにつきまして御説明いたします。資料2-7をごらんいただきたいと思っております。

1 ページ目でございます。

マアジにつきましては、中期的管理方針におきまして、表の枠の中に書いてございます「太平洋系群については、資源水準の維持を基本方向として管理を行うものとする。対馬暖流系群については、大韓民国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。」とされております。

ABCリミットにつきましては、下段の表をごらんください。幾つかの漁獲シナリオに基づく数値が記載されております。このうち黄色でマークされているもの、太平洋系群につきましては、②の親魚量のBlimitへの回復、対馬暖流系群につきましては、③の現状の親魚量の維持、このシナリオを採用いたしまして、これに基づく数値、太平洋系群は2万トン、対馬暖流系群は、我が国の200海里内の数量として括弧内で示されているほうの数字でございますが18万4,000トンとなり、合計で20万4,000トンとなります。これをベースにTACはABCと等量の20万4,000トンとしたいと考えています。

漁獲可能量の配分につきましては、資料2-6をごらんいただきたいと思えます。大臣管理漁業、都道府県管理漁業への配分でございますが、1ページ目のとおり、大臣管理分が7万8,000トンでございます。そして、その裏にございますが、知事管理分の配分量につきましては、裏のほうにそれぞれございますのでごらんいただきたいと考えています。

続きまして、マイワシについて説明いたします。2-7の資料の2ページ目をお開きいただきたいと思えます。マイワシにつきましては、中期的管理方針において、「太平洋系群については、資源水準の維持若しくは増大を基本方向として、漁獲動向に注意しつつ、管理を行うものとする。対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。」とされております。

この方針に則したABCの算定におきましては、下段のほうを見ていただきたいのですが、先ほどと同じように黄色でマークしております。太平洋系群では②の親魚量の維持、対馬暖流系群では③の親魚量の増大というシナリオを採用しまして、太平洋系群は32万2,000トン、対馬暖流系群は3万8,000トン、合計36万トンとなりますが、TAC数量は、このABC

と等量の36万トンというということになります。

漁獲可能量や配分につきましては、また、資料2-6をごらんください。1ページ目にありますとおり、大臣管理分につきましては18万8,000トン、知事管理分につきましては、その裏でございます。

実は、先ほど、24年漁期までは資源状態が低位で水準していた。このことに加えまして、漁場形成が非常に不安定で混獲による採捕のウェートが高いため、一定の数量を厳格に管理することが非常に難しいという状況がございました。したがって、過去の漁獲実績が概ね30トン以上ある都道府県については、昨年までは全て若干ということで取り扱わせていただきました。しかしながら、近年、マイワシの資源が回復基調にあること、そして漁獲量が増加していることから、知事管理分の数量配分を再開いたしまして、他の魚種と同様の管理方式に戻すことといたしましたので、同資料の2ページ目に示したような幾つかの県につきましては、若干ではなくて、具体的な数値を示させていただいております。

最後に、スルメイカについてでございます。資料2-7にもう一度戻っていただきたいのですが、その3ページ目でございます。中期的管理方針では「中、高位にある資源が海洋環境の変化により大幅減少に転じる可能性があることから、資源動向の把握に努めつつ、海洋環境条件に応じた資源水準の維持を基本方向として管理を行う。資源水準の変動に際しては、関係漁業者の経営への影響が大きくなりすぎないように配慮を行うものとする。」とされております。

この方針に則りまして、下段にあるような、ABCとしましては、黄色で示しておりますが、両系群とも現状の親魚量の維持というシナリオでございまして、それぞれ冬季発生系群が17万1,000トン、秋季発生系群が15万8,000トンということで、合計32万9,000トンとなり、これをベースとしましてTACはABCと等量の32万9,000トンとさせていただきたいと思っております。

次に、配分でございますが、資料2-6にまた戻っていただきたいと思っております。大臣管理漁業における配分量につきましては、関係する業界間の確認、合意に基づきまして配分を行っております。その結果がこの内容に記載のとおりでございます。また、2ページにございますように、知事管理分につきましては、全て若干ということになっております。

以上で3魚種の説明を終わりますが、引き続きまして、「TAC設定対象魚種について」ということで説明させていただきたいと思っております。資料2-8をごらんいただきたいと思っております。

本年2月の本分科会の際にも報告させていただきましたが、TAC設定魚種の拡大ということにつきましては、継続的に検討するということになっております。今回、25年漁期の最初のTAC設定ということでありまして、再度、御検討をお願いするということでございます。

TACの対象魚種の選定につきましては、この1にございますように、科学的知見が十分蓄積されているものの中から、かつ、①採捕量及び消費量が多く、国民生活上、また漁業上重要な海洋生物資源であるということ、②資源状態が悪く、緊急に漁獲可能量を決定すること等により保存及び管理を行うことが必要な海洋生物資源、③我が国周辺海域で外国漁船による漁獲が行われている海洋生物資源、こういったような基準が示されているわけでございます。現在、7魚種がTACの対象となっております。

その次の表でございますが、1枚めくっていただきたいと思っております。直近5カ年間の漁獲量の平均でございますが、国際的な管理対象であるカツオ類や地まきのホタテ、こういった魚種を除きますと、TAC対象として検討する候補、ここでは四角の枠で囲っておりますが、カタクチイワシ、ホッケ、ブリ、それからウルメイワシ、マダラ、こういった5魚種が考えられるわけでございます。これらの5つの魚種につきまして、近年の漁獲状況や資源量推定等を加えますと、それぞれその後に魚種の特徴等が書かれてございますが、カタクチイワシ、ブリ、ウルメイワシ、マダラにつきましては、TACの決定に至る科学的知見が必ずしも十分でないことに加えて、それぞれのところがございますように、資源状況が安定していることから、私どもとしては、現時点でTAC魚種として追加する必要性は低いものと考えています。

一方、資料の3ページでございますが、ホッケでございます。漁獲のほとんどが北海道周辺という魚種でございますが、最近、道北系群の資源状況が低位・減少傾向にあります。この魚種につきましては、カタクチイワシ他の魚種と同様に、必ずしもTACの決定に至る科学的知見が十分でないことに加えて、実は、現在、この系群を漁獲する全ての漁業者が参加しまして、漁獲努力量の削減に取り組むということにつきまして、行政・研究機関・漁業者が一体となって検討し、具体的な取り組みが進められつつあるということでございます。したがって、かかる取り組みの推移を見守る必要がございます。現時点でTAC対象魚種に追加する必要性は低いと考えております。

今後とも、資源の動向や管理の取り組み状況を踏まえながら、TAC魚種の適切な選定について、定期的に検討させていただきたいと思っております。

以上、長くなりましたが、25年漁期TACの設定及び配分についての考え方を説明させていただきます。

なお、今回のTAC設定につきましては、10月5日にマアジ、マイワシ、スルメイカに関するTAC設定に関する意見交換会を公開で行いました。そして、その後、基本計画についてはパブリックコメントによる意見募集を行いましたが、パブリックコメントにおいては、直接TACに関連する意見はありませんでした。以上、報告させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、マアジ、マイワシ、スルメイカの25年漁期TACの設定と、TAC設定対象魚種の追加に関する検討結果の2つの内容でございますので、一つ一つ順番に御審議いただければと思います。

まず、マアジ、マイワシ、スルメイカ、これら3魚種の25年漁期TACの設定につきまして、いずれもABCどおりのTACを設定したいということで、マアジについては20万4,000トン、それからマイワシについては36万トン、スルメイカについては32万9,000トンという御提案でございますけれども、何か御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。野村委員。

○野村特別委員 またがり資源であります対馬暖流系群のマアジのTACについてちょっとお尋ねいたします。

この資料から資源水準が中位で、動向が増加となっておりますが、25年のTACは2万トン余り減らされているのはなぜでしょうか。

○山川分科会長 事務局、よろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の保科です。

マアジのTAC設定につきましては、本年、昨年と同様に、資源評価で算定されたABCの数字と等量のTACを設定するというので設定しております。そういうことになりますけれども、細かい内容でいきますと、昨年とこの資料2-7にございます、ちょっとごらんいただくとありがたいのですが、資料2-7の1ページ目、ABCのそれぞれ、太平洋系群、対馬暖流系群で算定されたこの黄色の数字でございますけれども、この中の括弧にあります対馬暖流系群の我が国200海里内の値というところがございますが、ここの考え方の統一をしてきておまして、我が国数量として、過去の我が国の漁獲割合の平均値をとるということで統一してきて、昨年はそこが若干違っていたのですが、統一し

てきたというところが多少影響していることはあると思います。

○山川分科会長 野村委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

○野村特別委員 はい。

○山川分科会長 では、ほかに御意見、御質問等、よろしくお願ひいたします。米田委員。

○米田特別委員 ただいまTACの案について御説明を受けましたが、マアジ、マイワシについて、対馬暖流系群部分については、韓国、中国と協調した取り組みをやっていると。これは具体的にどういう取り組みをやっているのでしょうか。

○山川分科会長 事務局、よろしくお願ひいたします。

○管理課長 今にお答えをいたします。

私ども、日中、日韓それぞれ漁業協定を結んでおりまして、定期的に会合を持たせていただいております。そういった中を通じまして、さまざまな時点で研究機関等も含めまして意見交換等をしておりまして、そういった中で、相手国の漁獲情報等をいただくといった中で、資源評価等にも十分生かすということでございます。

また、具体的な取り組みということにつきましては、今後、そういった中でしっかりとやっていきたいと考えています。

○山川分科会長 いかがでしょうか。よろしいですか。

○米田特別委員 はい。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。よろしいですか。

では、特に御意見等なければ、引き続き、TAC設定対象魚種の追加に関する検討結果につきまして、何か御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願ひいたします。山下委員。

○山下委員 お先に失礼いたします。この資料2-8で今説明していただいたのですけれども、その2枚目を見ますと、やはりカタクチイワシについては、資源が安定しているので、資源管理、TAC設定の必要がないという御説明はいただきましたが、この棒グラフを見ると、やはりここだけやっていないというのが非常に目立つ感じがいたします。実際問題としては、さまざまな難しい問題があってTACを導入することができない、あるいは導入する必要がないという御判断をされたのかと思うのですけれども、今、国内的にはそれでいいかもしれませんが、やっぱりグローバル化の中で、日本がどのぐらいきちんと資源管理をしているかということの数値あるいはデータで示さなければならないような時代に来ていると思うんです。そのときに、例えばホッケはTAEでこれからやるということで、

それはそれで1つ理由になると思うのですけれども、では、カタクチイワシは安定しているからいいのだということで、なかなかそれでは対外的に納得してもらえないということになるので、将来的にぜひカタクチイワシについても資源管理の何か方策をとっていただけるようなことを考えていただきたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 カタクチイワシにつきまして、何かございますか。

○管理課長 若干説明が不足しているところがございます、3ページ目のカタクチイワシのほうを見ていただきたいのですが、先ほどの説明に加えまして、実際問題、カタクチイワシの漁獲の変動といいますか資源予測が非常に難しいという面があると思っております。それから、やはり海洋環境の変化の中で、漁場がいろいろ変わったりするということがございます、管理の面からいっても相当難しい面があるのではないかと考えております。仮に導入するとしたら、相当その辺の準備を周到にやっていく必要があります。

一方で、この資源につきましては、瀬戸内海系群等につきましては、特に資源回復計画等におきましてさまざまな取り組みが行われているということもございます、こういったものの取り組みの状況なりをしっかりと対外的にも説明していくというふうにしていきたいと考えております。

○山川分科会長 こういった事情があるということですが、御意見があったということで、引き続き御検討いただくというようなことでよろしいでしょうか。

○山下委員 はい。

○山川分科会長 高橋委員。

○高橋特別委員 1点ちょっとお伺いしたいのですが、将来展望ということで、ホッケのTAC設定の将来展望がどうなっているか。今後、ここに記載のとおり、現時点ではTACの対象魚種に追加する必要はない、ないというより、低いということで書いてありますけれども、低いということは、将来的にはTAC設定がなされるような状況になっていくのか、その辺の将来性を若干なりとも教えていただければと思います。

○山川分科会長 よろしくお願ひします。

○資源管理推進室長 ホッケにつきましては、3ページの下をごらんいただきたいのですが、ここで、分布・回遊等の知見は少なく、資源量推定や将来予測は非常に難しい、この資料の中でもここだけは「非常に難しい」と書かせていただいているのは、特に今ここにリストアップされている資源の中で、生物としての情報が特に足りないものと認識

しておまして、なかなか数量を設定して管理することについては、難易度が高いものと認識しています。

○山川分科会長 ただいまの御説明でよろしいですか。

○高橋特別委員 はい。

○山川分科会長 難易度が高いということ、あるいは、現状でどういった管理をこれからやっていこうとしているのかというような、そういったことに関して、何かもうちょっと具体的なものを。

○資源管理推進室長 現状ですけれども、今年度、北海道のオホーツク海、日本海側の関係する道北系群を漁獲する漁業者が、基本的に全員参加して漁獲努力量の削減をしよう、3年間、3割削減する取り組みを続けよう、やってみようということで、先ほど御説明させていただいた行政・研究機関・漁業者が、今、積極的に取り組み方の相談をしている状況にあります。

まず、数量で管理するのは現時点ではまずできない資源だと考えておりますので、みんなでとり控えるということをやっていくのが非常に現実的だと考えています。これを見守りたいということでもあります。

○山川分科会長 いかがでしょうか。よろしいですか。

ほかに。佐藤委員、よろしくをお願いします。

○佐藤委員 山下先生の意見に大賛成ということで、さらに強く要望してお願いしたいのですけれども、この追加魚種の候補、カタクチイワシはもともとよく理解できます。あと、ブリ、ホッケとか、こういう5つの魚種なのですけれども、やはりこれは本当に多くの国民の方が、ほどよい値段で気軽に食べていく魚種と私も感じております。TACにできないさまざまな理由がございますでしょうけれども、やはり大いに研究、検討を進めていただいて、資源は有限でもございますので、重ねて、できるだけ多くの魚種がTACの対象になるようにひとつ頑張っていたきたいということで、重ねてお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。御意見を承ったということで、今後も検討いただくということでよろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。風無委員。

○風無特別委員 今、マアジ、マイワシ、スルメイカのところです。もう少し下のほう

の話でもよろしいですか。

○山川分科会長 先ほど25年TACの設定につきましては御意見を承ったところですが、それでも結構ですので、よろしくをお願いします。

○風無特別委員 資料2-5の25年のTAC設定のポイント案の一番下の4の主たる生息水域が外国水域にある資源、スケトウダラオホーツク海南部、根室海峡及びズワイガニオホーツク海系群について一言発言させてください。

ここには、「我が国水域への来遊状況に年変動があることを考慮して、来遊状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量をベースにTACを設定する」、このように書いてあるわけですが、ちょっと例を挙げますと、北海道の紋別の沖底なんですが、近年、オホーツク海のズワイガニ操業を控えておりますね。それで漁獲量が減少しております。例えば、平成23年はほとんど操業を行っていないため、漁獲量はわずか2トン、このようになっているわけです。これは、オホーツク海のスケトウダラが豊漁だということで、そっちのほうに操業を割いている。それからまた、ズワイガニの漁場に不法漁具、これは恐らくロシアの漁船のものと思われましてカニかごが捨ててあるといいますか残置してある。残置漁具なのですがね。そういうことで非常に操業がしにくいというような状況で、資源の来遊状況が非常に悪いからズワイガニの漁獲が少ないということにはつながっていないわけでありませう。

このようなケースに対して、機械的にここに書いてあるように「近年の最大漁獲量でTACを設定すること」となっておりますけれども、操業を控えるとTACがなくなってしまうという現象が生じるものですから、次年度のTACを確保するために、無理して操業して漁獲をしなければならないという大変不合理な面もあるわけです。

このため、この4について、オホーツク海のズワイガニのような場合は、近年の最大漁獲量のほかに、操業状況なども勘案できるように、来年のズワイガニTAC設定までに事務局の方でいろいろ考え方を整理していただき、それに基づいてTACが設定されるようお願いいたします。

それと、ついでなのですが、沖底とかまき網とか、こういう運用漁具の場合、複数の魚種のTACの設定も受けております。この中で、ある一つのTAC魚種の漁獲が少ないから短絡的に資源が減少したというような評価でなくて、いろいろな理由があってTACの評価が少ないというようなことについてもいろいろ調査をされてこれからのTAC設定の参考にしていただきたい、このようにお願い申し上げます。

以上です。

○山川分科会長 近年の最大漁獲量をベースにするということについて、操業状況等についても勘案していただくようなことはどうかということ、あるいは複数魚種の管理の問題といったことですが、何かございますでしょうか。

○管理課長 先ほどの近年の最大漁獲量をベースに、基礎としてそういったさまざまな状況等を踏まえながら、まだこれは、今、風無委員からございましたズワイガニとかは、来年の7月以降の設定でございますので、それまでの間にさまざまな現状等を踏まえて、どんなことが可能かということを検討したいと思います。

ただ、一方で、この来遊状況がいい場合には、期中改定ということも、これまでもスケトウダラも含めまして柔軟に対応してきておりますので、その対応の方向というのはいろいろな方法があると思います。そういったことにも対応できるように、できるだけ現場の操業、それから資源ということにも問題ないことが確認できれば、さまざまな対応について考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうぞ。

○漁場資源課長 風無委員から御指摘ありましたズワイガニの近年の最大ということでございますけれども、この算定に当たりましては、漁獲量のほか、漁獲努力量、それから標本船による調査も含めて、それも含めた上での評価としておりますので、そういった科学的なデータも踏まえてやっておりますので、その点は御理解願いたいと思います。

○山川分科会長 風無委員、どうぞ。

○風無特別委員 今、課長からのせっかくの御意見なのですが、その科学的な知見ということについて、これら全て日本の200海里で、全部日本の資源ということで完結するものであればいいですが、私が言っているのは、この4番目のポイントで、またがり資源であると。ロシアの海域と日本の海域のまたがり資源であるから、科学的な知見プラスいろいろな資源のしみ出しというんですか、流れ込みとかというものをやはり勘案していただかなければならない。特に、オホーツク海のスケトウダラ、それから根室海峡のスケトウダラも全部またがり資源ですから、その辺のまたがり資源と本当の国内の資源とある程度差をつけていただかなければならない、このように思います。

○山川分科会長 何かございますでしょうか。またがり資源につきましても、CPUEとかといった資源量指標値のモニターといいますか、そういったものはやっておられるというこ

とですね。そういったいろいろな状況を踏まえながら対応させていただくということでもろしいでしょうか。

○漁場資源課長 今、座長からもございまして、私が先に説明すべきだったのですけれども、委員おっしゃるように、そういう点も考慮して進めてまいりますので、御理解願いたいと思います。

○山川分科会長 ほかに。濱田委員。

○濱田特別委員 TAC魚種の選定に関係した意見でございます。私は、TAC管理をやっているから資源管理をやっているとは余り考えていません。TACは、資源管理をやっているというアリバイづくりにしかならないこともあるからです。むしろ漁獲量を制限して意味ある魚種を対象にすべきと思っています。例えばカタクチイワシを今後どうするかという議論に関しましては、カタクチイワシの操業状況、操業特性、利用状況を踏まえて考えると、瀬戸内海でしたら、主にイリコの原料として使われ、アブライワシ状態になると使わない、獲らないという選択肢が漁業者にもあるわけです。イリコにするのに、油を焚いて、コストがかかるから赤字になるということで、自主的に獲り控えるということがあります。また、太平洋でしたら、まき網で他の魚種の獲れぐあいが悪いときにはカタクチイワシを獲ることもありますし、満度にTAC分を獲るといような魚種ではありません。こうしたTAC管理の適格性というものがあると思うんです。

だから、選択肢として獲る、獲らないということが漁業者にあったりとか、魚種選択として獲ったり、獲らなかつたりという魚種においては、TAC管理は適さないという議論もあるべきです。このような場がせつかくあるわけですから、数量で管理しているから資源管理をしているといったような議論にならないように、操業特性上、資源の利用といった側面から、実のある管理方法を創出すべきだと思います。すでにこのような議論はあったと思いますが、今後の議論としても、資源の利用者である漁業者サイドの立場にも立ち、法律の3つの条件以外にも加味して、TAC魚種選定の議論をすべきかと考えております。

○山川分科会長 あくまでもTAC管理を導入するということについては、実効上の効果とか、現場のいろいろな操業状況、魚種別の操業特性等々も踏まえながら、今後もTAC魚種の追加について検討していくということで、いろいろな御意見をいただきながら、十分に御議論いただいて、そして、将来的にどうしていくのが望ましいのかということをお分科会におきましても今後とも議論していければと思います。よろしくお願いたします。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。25年TACの問題、それからTAC魚種の追

加の問題の2つですけれども。高橋委員。

○高橋特別委員 1点だけちょっと要望しておきたいと思います。と申しますのは、昨今、スケトウダラの日本海系群のほうで、かなり資源が枯渇しているということで、TACも大分少な目に設定していただいて、資源保護ということで現在推移をしていますけれども、どうも現場が言うことと出てくるデータにかなり相違があるのではないかというような印象を受けております。

多分、今のデータのとり方というのは、定点的な場所をつくって、そこで観測をし、また調査をする、こういう形でやっておられるというような話を聞いておりますけれども、海のことですから、水温の関係、それから毎年、海況の変化ということでスケトウダラの生態域もかなり変化してきているのではないかという印象も受けています。よって、その観測の場所をもう少し増やすなり、その海域のもっと広い区域を調査していただいた上でTACの設定というようなことでしていただければありがたいということで、要望ということでお話をしておきたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 要望ということで承ったということで処理させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは、ほかに御意見等ございませでしたら、TAC設定対象魚種の追加の件については、事務局の御説明にもありましたように、今後も定期的に御報告をいただきながら検討していくこととしまして、それから、25年漁期TACの設定につきましては原案どおりで承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

では次に、25年TAEの設定の説明をよろしく願いいたします。

○管理課長 続きまして、漁獲努力可能量、いわゆるTAEに係る部分について説明いたします。資料2-9をごらんいただきたいと思えます。

TAE制度は、TAC制度と同じ、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に規定された漁獲努力量の総量管理制度でございます。管理に係る手続はTAC制度と同様でございます。第2種特定海洋生物資源ごとに漁獲可能量の総量上限を基本計画に定めることとしております。

TAEは、採捕行為そのものを規制するものですので、対象魚種以外の漁獲も実質上制限されることから、期間、海域を定めて管理することとしており、TAEで管理する漁獲努力量は、統一的に操業隻数と操業日数の積である操業隻日数で管理することとしております。

漁獲努力可能量の設定は、資源状況を踏まえて、資源の回復を図ることが必要な魚種を対象に、減船、休漁、保護区の設定などの漁獲努力量削減措置が行われる場合に、その効果の阻害となるような漁獲努力量の増加を抑制させるために行うものでございます。従前は、資源回復計画と連動してこの制度を運用してきたところでございますが、資源回復計画の取り組みは23年度から、一部24年度から導入の資源管理収入安定対策のもとでも基本的に継続されており、現在、TAEを設定している8魚種に引き続き設定したいということでございます。

基本的には前年と同じでございます。ただ1点、25年のTAEで変更点がございます。これは、新潟県のマガレイのTAEの設定期間についてでございます。これまで9月16日から10月31日までであったものを、9月1日から10月31日に変更いたします。マガレイの漁場に小型魚が多く来遊する時期、9月から10月の漁獲努力量を削減するというようにしており、これまで9月1日から15日の15日間を一斉休漁という形にしておりました。そのため9月16日から10月31日までにTAEを設定してまいりましたが、25年度から、水揚げの平準化を図ろうということで、15日間の休漁日を一斉ということではなくて、9月から10月の2カ月のうち、地区ごとにさまざま設定することになったことに伴いまして、TAEの期間を変更するものでございます。昨年度との変更は、この1点のみでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○山川分科会長 ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。では、特に御発言がないようですので、25年漁期のTAEの設定につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、諮問第223号につきましては、原案どおり承認するというようにいたします。

次に、諮問第224号の「漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示について」ですけれども、事務局からよろしく資料の御説明をお願いいたします。

○漁業調整課長 漁業調整課長の内海です。諮問第224号について説明をさせていただきます

ます。

お手元の資料3に基づき説明させていただきたいと思います。まず、諮問文を朗読させていただきます。

24水管第1689号

平成24年11月8日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 郡司 彰

漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示について

(諮問第224号)

中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をす
る船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を
申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成25年3月20
日から平成30年3月19日までと定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条
第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

ということでございます。

公示案の基本的内容ですが、資料を1枚おめくりいただきまして、2枚目に概要の説明
がございます。これをごらんいただきたいと思います。

中型さけ・ます流し網漁業につきまして、来年、平成25年3月20日以降の許可等に係る
公示を行うものであります。これまでは、日本海の海域と太平洋の海域を別に公示を行っ
てきたところでありますが、本公示から、両海域をあわせて公示いたしたいと考えており
ます。

まず、公示の隻数についてですが、平成24年度漁期、今漁期の公示隻数は、日本海の海
域で3隻、太平洋の海域で49隻でありましたが、申請のあった隻数が日本海の海域では3
隻、太平洋の海域で43隻ありました。これらについて許可または起業の認可を行ったと
ころであります。このため、今回の平成25年に向けての許可または起業の認可の公示隻数は、
ことしの24年漁期に許認可を行った隻数、これは今言いました日本海の海域で3隻、太平
洋の海域で43隻ということで、この隻数にいたしたいと考えております。

それから、操業区域及び操業期間につきましては、ロシア連邦水域内の操業期間を周年
とし、その他は前回から特段の変更はかけておりません。

次に、この漁業の許可の有効期間であります。現在の許可の有効期間が平成25年3月19日までとなりますので、同年3月20日から平成30年3月19日までとしたいと考えております。これは、従来、単年度の許可ということで運用してきたのですが、この漁業の公示をするに当たってロシアとの交渉が基本的には関係してくるのですが、最近、その交渉の中身もかなり安定してきたということで、許可の有効期間を他の指定漁業と同じく5カ年ということでやっていきたいと考えております。

なお、申請期間につきましては、漁業法第58条第2項に基づき3カ月間としたいと考えているところであります。

この点については以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、諮問第224号につきましては、原案どおり承認するという事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第225号ですけれども、「漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について」ということで、事務局から御説明をよろしく願いいたします。

○国際課長 国際課長の漆原でございます。

資料4をお願いいたします。まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

24水管第1697号

平成24年11月8日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 郡司 彰

漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について（諮問第225号）

小型捕鯨業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成25年4月1日から平成27年3月31日までと定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議

会の意見を求める。

次のページをごらんいただけますでしょうか。小型捕鯨業の許可の有効期限が平成25年3月31日に満了することとなっており、引き続き許可を継続する必要がございますので、今回、別紙のとおり公示を行いたいということでございます。

今回公示する隻数は、次のページの公示案の表の一番下の欄にございますように9隻でございまして、前回公示した隻数と同じ隻数になっております。

また、許可又は起業の認可を申請すべき期間につきましては、答申をいただきましたら公示の手続を行いまして、申請期間は3カ月間としたいと考えております。

次のページをごらんいただけますでしょうか。許可の有効期間につきましては、国際的な動向に的確に対応するため、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間としたいと考えております。従来、許可の有効期間につきましては1年間としておりましたけれども、ことしの7月に開催されました国際捕鯨委員会（IWC）の年次会合におきまして、今後は年次会合につきましては2年に1回開催することに変更されたことにあわせまして、許可の有効期間を従来1年から2年間にしようというものであります。

また、鯨類の資源管理を的確に行うため、従来どおり、捕獲頭数の報告義務、捕獲停止期間の設定などを制限または条件としてつける予定でございます。

以上が諮問の内容でございます。よろしく願い申し上げます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

では、特に御意見がないということですので、諮問第225号につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第223号、諮問第224号、諮問第225号につきまして、答申書を確認のために読み上げさせていただきます。この答申書を宮原次長にお渡しさせていただきます。

答申書

24水審第24号

平成24年11月8日

農林水産大臣 郡司 彰 殿

水産政策審議会

会長 山下 東子

平成24年11月8日に開催された水産政策審議会第59回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第223号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第224号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示について

諮問第225号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について

(答申書手交)

○山川分科会長 では、続きまして、審議事項に入りたいと思います。審議事項の「資源管理指針の一部改正について」ということで、事務局から資料の御説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは、お手元の資料5-1と5-2によりまして御説明させていただきます。

この資源管理指針は、資源管理・漁業所得補償対策導入に際しまして、原則として全ての漁業者が計画的に資源管理に取り組むようにしていこうということで、そのために、国と都道府県がそれぞれ管理する漁業に関連して、この指針をつくっております。内容としては、それぞれ管理する漁業に関連する水産資源の管理方針と、それから、それを踏まえた管理方策を指針として定めているものです。

国の指針には、TACの対象魚種とかカツオ、マグロなどの主要魚種について、かつ、漁業に関しては、農林水産大臣が管理する漁業種類についての指針が定められているということでございます。

この指針につきましては、本審議会の御意見を伺った上で定めておりまして、一応、毎

年検討を加えて、必要に応じて見直すことにしております。現在の指針は、昨年2月に策定されたものでございまして、昨年も、ちょうど1年前の11月に一部の修正をしているものでございます。

資料5-1をごらんください。

今回の改正の主な内容でございますけれども、1点目、「我が国周辺の水産資源に関する資源評価の更新」とありますけれども、これにつきましては、先ほど御審議いただいた海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の中にもあるのですけれども、同様に、資源の状況を更新するものでございます。

資料5-2の中身をざっと開いていただきますと、資源の水準のところとか、赤字で修正箇所が書かれております。このような修正を全体的に行っております。

それから、2点目でございますけれども、「平成22年漁業・養殖業生産統計年報」による各漁業種類の漁獲量の更新」、これも各種漁獲量の新しいデータが出ておりますので、1年分更新をしております。

3点目が実質的な内容ですけれども、まず、「資源管理目標等の変更」というところで、内容に大きく2点ございます。表の中ですけれども、まず、魚種別資源管理のところ、ベニズワイガニにつきまして、資源水準が低位から中位に改善したことを踏まえまして、内容の資源管理の目標を従前の「資源の回復を基本方向」というものから、右側ですけれども、「資源を中位水準以上に維持することを基本方向」と改めまして、資源の管理措置につきましても、これを踏まえて「資源の維持又は増大を図るため」と改めたいということでございます。

それから次に、漁業種類別資源管理というところの大中型まき網漁業の資源管理措置につきまして、変更前と変更後を見ていただきますと、変更後の要点といたしましては、まず、マアジ、マイワシ、サバ類、スルメイカの4魚種について、四半期別漁獲目標量の設定をするとともに、これらの魚種について、資源状況や来遊状況に応じて円滑に漁業者団体別に四半期別漁獲目標量を設定できるようにすると。そのために、ごらんのような「必要に応じて漁業者団体別に四半期別漁獲目標量を設定」と改めたいと考えております。

4点目ですけれども、資源管理措置の履行確認手段に係る記載変更ですが、ごらんのように、係船、ドック以外にも多様な休漁の形態があることに対応して技術的に変更したいというものでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、資源管理指針の改正につきまして、事務局案のとおり改正することについて、承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、報告事項に移ります。事務局より報告を希望する事項が4件あります。まず、報告事項①「第1種特定海洋生物資源の採捕数量について」、事務局から御報告をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは、資料6をごらんください。

TAC魚種ごとに設定された漁獲可能量と採捕数量につきまして、平成24年6月30日までに採捕された数量を記載してございます。黄色くマークしておりますサンマ、マサバ及びゴマサバ、ズワイガニの3魚種につきましては、6月末が平成23年の漁期の終了の時期ですので、23年漁期の最終的な採捕数量ということになります。その他の魚種については、それぞれの当該時点までの採捕数量となっております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

では、続きまして、報告事項②「漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について」、事務局からよろしく願いいたします。

○漁業調整課長 それでは、漁業構造改革総合対策事業の進捗状況についてということで、私から説明させていただきます。資料7をごらんください。

漁業構造改革総合対策事業、これは、むしろ俗称で言われております「もうかる漁業」と言ったほうがわかりやすいかと思いますが、その進捗状況をまとめたシートであります。

本事業につきましては、昨年の分科会においても報告したところですが、19年度の予算化以来、各地域の漁業者を中心に、操業形態、流通、販売の改革の実証事業を行っております。

資料1 ページから3 ページにありますとおり、現在までに62件の改革計画が認定されて

おりまして、現在23件が実証操業を行っているところであります。本事業は、改革認定の期限が昨年度内でありましたけれども、23年度4次補正、24年度予算ということで、基金の積み増しと28年度末までの事業期間の延長が行われているところであります。

また、漁船漁業の震災復興対策に関する予算ということで、これと同じ仕組みを活用しました「がんばる漁業」復興支援事業というものをセットしまして、これも23年度3次補正予算、24年度予算に計上しております。「がんばる漁業」は復興を目的とした事業ですが、震災後の環境にも対応したより収益性の高い操業体制への転換を目指すものであります。これらを合わせて漁船漁業の構造改革を推進していきたいということを考えております。

次に、この資料の4ページ目をごらんいただきたいと思います。資源管理分科会と関係が深い大中型まき網漁業の合理化に向けた取り組みについての一例ということで御報告させていただきたいと思います。

ここにありますように、大中型まき網漁業の合理化に向けた取り組みということで、これも構造改革を進めております。一例ですが、従来4から6隻体制で操業しておりました大中型まき網漁船を、運搬船、探索船、こういったものを削減して、これらの機能を有する網船を導入することによって、漁船導入費用の圧縮ですとか、燃油代や修繕費等のランニングコストを削減する一方で、ILO基準を満たした居住環境を整備するなど乗組員の労働環境の改善にもつなげていこうということで、こういった取り組みをこの実証事業の中で進行させているところであります。

1枚めくっていただきまして、5ページ目のところに、平成22年度から実証事業を実施している北部太平洋海区における第88稲荷丸について、その漁獲量を従来型の80トン船と比較した資料をまとめさせていただいております。

第88稲荷丸は、茨城県の波崎地区を根拠地としまして、サバ、イワシ等を対象とした操業を行っております。下にそれぞれ表がありますが、実証事業開始前と、右には実証事業開始後ということで、稲荷丸の漁獲量を従来型の80トン船と比較したこれまでの数字と、それから、実証事業開始後の比較の数字というものを並べさせていただいております。

まず、左の実証事業開始前の数字を見ていただきたいのですが、従来の80トン型と比較して、従来の船が100とすると稲荷丸は119となっております。これは、稲荷丸は、他船団と比べてイワシ類を対象とした操業技術が高いという特徴があるということで、これまでも他船団に比べては漁獲量が多くなる傾向にあったということでございます。これは、80

トンの網船を構造改革ということで199トンの網船に代船をしまして、しかも、探索船を削減して、従来の4隻体制から3隻体制とさせていただいたところですが、実証事業開始後の数量を見ていただきますと、右側の実証事業開始後の漁獲量は、従来の80トン船に比べて103ということで、ほぼ同じような漁獲量ということになっております。この構造改革に当たっては、構造改革船をつくっていく、ただし、漁獲能力はそれに応じてアップさせないということで対応させていただいております。この実証事業においても、その部分がほぼ担保できた形で船が新しくなっていくということが言えるかと思えます。

6ページをお開きいただきたいと思えます。第88稲荷丸については、試験操業の結果、構造改革の取り組み前と比べて漁獲量が増大しないということがこの資料からも言えるかと思っております。今後、実証事業後の本許可についてということですが、これも今般、指定漁業の一斉更新がございましたが、その取り組み方針に基づいて、試験操業期間が終了しました暁には、本許可を行っていくという方針をとっていきたいと考えております。

以前から御説明しておりますとおり、今後とも、このような構造改革の取り組みは透明性のある形で進め、沿岸漁業にも十分配慮しながら実施していく方針であります。また、まき網については、海区によって操業実態が異なっているということ、構造改革事業の認知度もそれぞれ海区によってばらつきがあるというのが現状です。よって、海区での実証結果をほかの海区にオートマチックに適用するというようなことはせずに、あくまで海区ごとにこういう実証を行っていくことで、御理解を得ながら対応を進めていきたいと考えております。

このような構造改革の取り組みには、関係者の方々の御理解と御協力が必要となります。水産庁としましても、今後とも円滑な事業の実施が可能となるよう努めてまいりますので、ぜひよろしく御協力のほどをお願いいたします。

報告は以上であります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。では、宮島委員から、よろしく願いいたします。

○宮島特別委員 ちょっと要望を1点だけさせていただきたいと思うのですが、沿岸漁業と大中型まき網漁業の漁場利用や資源利用をめぐる競合トラブル等につきまして、大変悩ましい問題でもありますし、両者の間に必ずしも信頼関係が醸成されていると

は言いがたい状況だと思います。円満な解決のために、これまでも水産庁には漁業調整などいろいろお願いしているところでございます。

今ほど資料の説明がございまして、沿岸漁業にも十分配慮しながらというお話がございました。現在の規制を超える大中型まき網漁船の大型化につきましては、関係する地域の沿岸漁業者から、その推進について危惧の声が上がっております。関係の海区漁業調整委員会から、プロジェクト計画の採択等に当たりましては、沿岸漁業者との十分な調整を図ってほしい旨の要望が上がっておりまして、私ども全漁調連といたしましても、ことし6月に水産庁に要望したところでございますけれども、いろいろ資料の説明もございましたが、今後、本許可に向けての動きだと思いますけれども、そういった声があるということを十分配慮いただいで進めていただきたいと思っております。

要望でございます。

○山川分科会長 よろしく申し上げます。

○漁業調整課長 今のお話はよくわかります。我が方としましては、沿岸と指定漁業のいろいろな調整問題、そういう部分を御理解いただきながら、日本漁船の新しい姿、特に漁獲努力量を増やすということではなくて、例えば、先ほどありましたようなILO基準に準じた形での船をふやしていく。それは、日本の漁船漁業にとって非常に大切なことだと思っております。

一方、沿岸の方々の御理解を得ながらそういう船は浮かべていけるのだということも強く認識しておりますので、これも指定漁業の一斉更新のときに、こういった調整問題については水産庁が中に入ってしっかり調整していくのだという方針を貫いておりますから、そういう意味で、個々の海域でそういう疑念があれば、我が方としてもしっかり対峙しながら、御理解を得るように対応していきたいと考えておりますので、またよろしく御協力のほどお願いしたいと思います。

○山川分科会長 では、そういうことで、よろしく願いいたします。

ほかに。山下委員。

○山下委員 私の質問は、この資料7の5ページなのですが、表記上の要望といたしますか質問です。この5ページでは、恐らく右側の第88稲荷丸は、これは同じ名前ですが、199トンですね。それで、左側の第88稲荷丸は80トンの稲荷丸で5船団ということなのではないかと。つまり、この右に書いてある稲荷丸と左に書いてあるものは、もはや同じ船ではないと理解してよろしいですか。漁業の皆さんにはおわかりなのかもしれま

せんけれども、同じ名前が書いてあると、何がどう変わったのかがわかりにくかったもの
ですから、質問をあえて申し上げました。

○漁業調整課長 そのとおりです。船団単位でそれぞれの漁獲量を見た場合にこういう数字
になったということで、船自体は、事業開始前と開始後は総トン数が違うというのは、
委員御指摘のとおりです。

○山川分科会長 では、鈴木委員、よろしく願いいたします。

○鈴木委員 今、お二方からお話が出ました。この88稲荷丸は、私ども茨城県まきの所属
なものですから、一言だけお話しさせていただきます。

まず、この網船の大型化ということですが、これは水産庁から説明にもありましたよう
に、今までの船の安全性ということが国際基準に合っていないということと、それから、
船員が二十数名乗り組むわけですが、その乗り組む人数に比べて船がどうしても小さくて
乗り組めないものですから、結局、言葉は悪いのですが、カイコ棚といいますか、全員が
個室がなく、本当に身動きできないベッドで二十数人が寝ているというような状態で、こ
れは乗組員の後継者の減少ということもあるのですが、人道上から見て、私自身も乗った
ことがあるのですが、人道上、もうエンジン音と、これはどの船もある程度は仕方がない
のかもしれませんが、居住区間が狭いために非常に健康上も、それから精神上もひ
どいということで、こういうものを何とか解消してもらえないかということを含めて
陳情しておいた経緯もあります。それで、あと、もちろん国際基準に合った安全性の問題
です。

そして、この大型化ということにとられるのですが、ここに示してあるように、総トン
数はまき網の総トン数としては、4そう体制を2そうとかというのと5そう体制を3そう
とかといろいろありますが、要するに、極端にトン数が、総トン数と隻数が、4そう、5
そうと操業というか、沿岸の人にとりましては、その海区に4そう、5そうおりましたも
のを、2そうとか3そうになるのは、むしろ沿岸の人のためにも、混まないとかさう
いう意味でいいのではないかと、大型化したから沿岸の人を圧迫するとかというと、むしろ
逆のように考えている次第です。

それから、漁獲増とは決してなっていないということは、この数字にも、80トンの船の
ときは、今、山下先生からもお話がありましたように、80トンのときよりも漁獲量が減っ
ていないということは、1つは、網台の大きさが、199トンをつくる条件として、80トン
型のときの網台の大きさと最高でも同じ、むしろそれより減っているという形で、網台の

大きさが大きくならないということは大きい網を積めないということで、当然、まき網の性質上、魚をまくのには不利というか減っているということで、前の80トンよりも網台は大きくなっていない。ですから、その分は船員がゆっくり住めるようなことにしたというようなことです。

それともう一つは、ここの例で言えば、運搬船2隻と探索船1隻であったのを、探索船をなくして運搬船2隻になったわけですが、これでも同じなのですけれども、もっと具体的に、わかりやすく言うと、本当の「がんばる漁業」においては、運搬船2隻だった船を運搬船1隻にしております。それから、南のほうでも3隻のものを2隻とか。どういうことかという、運搬船の運ぶ能力が、この構造改善によって運ぶ能力を減らした。今までのまき網の獲る漁業というのは、昔みたいに獲ればいいという漁業のときには、なるべく魚をまいて、運搬船を交互に通わせて、そして効率よくというかいっぱい運ぶという感じであったのを、これからはそういうことではないと。このTACの問題もあるし、いろいろな問題で、要するに獲らない漁業と言うとちょっとおかしいのですが、要するに価値ある資源を大事にする、そして、魚を価値あるそういう漁業に持っていこうということで、決してこの199トンで前と同じように獲れないわけではないけれども、それには運搬船が減ったりとか、あるいは探索船というのは調査する船ですから、調査海域が物すごく減るわけですね。それから、調査する隻数が減るわけ。そういうことで、漁獲努力は減っているということで、この構造改革においては、要するに船員の海上における安全性と、それから人権を大事にした居住性、働く環境のよさというものを重視しております、ほかの漁業に圧迫をかけたり何かしないということは、最初のこの計画からそういうことになっております。

そして、実際に何カ続かこれに実証実験をやっておりますが、その結果を見ても、一例はここに示したとおりですが、そういうことになっておりますので、沿岸の方にも御理解をいただきまして、あるいは水産庁においては、こういうことでますます船員の安全と人権のためにも、あるいは資源保護のためにもこういう事業を進めていっていただきたいと思っております。

たまたまお二方からお話が出ましたもので、私の組合の所属船でもありましたので、お話しさせていただきました。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。ただいま鈴木委員から、現場の視点から当事業の意義あるいはその考え方、それから現状どうなっているか、漁獲努力量と

ますか、漁獲能力が従来と比べてどうかといった詳しい、またわかりやすい御説明をいただいたわけですが、何か御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、追加で御意見等ございませでしたら、報告事項②につきましてはこれぐらいにさせていただきますして、続きまして、報告事項③「水産資源保護法施行規則の改正及びこれに伴う告示の制定について」、事務局から御報告をよろしくお願いいたします。

○漁場資源課長 恐れ入りますが、資料8をお願いいたします。漁具の流出時の報告規定に関する改正でございます。

1枚めくっていただきまして、2のところ、これが本件の背景となっております。近年、漁具を含む廃棄物等の海洋への流失につきまして、国連総会においても情報やデータの不足が指摘されており、さらなる調査が奨励されるなど対応を求める声が高まっております。

こうした動きを受けまして、昨年、我が国が加入しておりますマルポール条約の附属書Vに「漁具の偶発的な流出又は排出が、海洋環境又は航海に重大な脅威となる場合には旗国に報告し、かつ、沿岸国の管轄権内で生じた際には当該沿岸国に報告しなければならない。」旨の規定が加えられ、来年1月に発効されることとなりました。

こうした背景を受けまして、漁具の流失が海洋環境に重大な脅威となる場合において、水産資源にどのように影響があるのかを調査することは、水産資源の保護培養の観点から重要な課題でありますので、どのような場合に漁具の流出が重大な脅威となり、報告対象とすべきかにつきまして、専門家や関係業界の方々に御出席いただいた検討会を開催し、検討してまいりました。検討会の構成は、資料の最後のページに委員名簿をつけております。

具体的な内容は、資料の後ろから2枚目のページに検討会の報告が書いてあります。論点は4つございます。

1つ目は、報告対象とする漁具とその程度についてでございます。流出した漁具がどのような場合に水産資源に重大な影響を与えるかにつきまして、第1にゴーストフィッシングの可能性のある、刺し網、ごち網、かご、筒につきまして、漁具の一連を流出した場合。第2に、水産資源の生息・成育環境に重大な影響を与える場合としまして、比較的大規模な漁具であります底びき網、まき網につきまして、網の部分全てを流出した場合、この2つの場合を報告対象とすることが適当と整理いたしました。

2つ目は、報告対象とする漁船についてでございます。裏のところでございます。水産資源に重大な影響を与え得る規模の漁具を配備する漁船としまして、総トン数20トン以上

の漁船を報告対象とすることが適当と整理いたしました。

3つ目は、報告すべき事項でございます。流出の日時、位置、漁具の種類や量、状況や理由、流出防止のために講じていた措置を報告させることが適当と整理されております。

4つ目は、報告の方法でございます。漁具を流出した漁船の船長から、航海の終了後30日以内に報告させることが適当と整理されております。

その他について書いておりますけれども、なお、今般対象とならない総トン数20トン未満の漁船、また対象とならない種類の漁具及び対象とならない部分的な漁具につきましても、漁具流出防止に向けた取り組みを推進すべきとの議論がありました。このことは、省令改正のお知らせとあわせまして、関係団体や都道府県関係者にお伝えしたいと考えております。

以上を踏まえました手続を定めるため、水産資源保護法施行規則の改正と漁具流出につき報告すべき事項及び方法を定める告示を制定いたしまして、来年1月1日に施行したいと考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

よろしいですか。

では、続きまして、次の報告事項④に移りたいと思います。報告事項④「指定漁業の許可及び起業の認可の状況について」、事務局から御報告をよろしくお願いたします。

○水産業体質強化推進室長 企画課水産業体質強化推進室長の提坂でございます。資料9に基づきまして、指定漁業の許可及び起業の認可の状況につき御説明申し上げます。

なお、本件は、漁業法第64条に基づき御報告させていただく事項となっております。

まず、表紙をおめくりください。1ページでございますが、こちらは、平成23年10月1日及び平成24年10月1日時点における指定漁業11種類の許認可隻数をまとめた表となっております。合計で1,737隻から1,672隻へ65隻の減少となっております。この減少でございますけれども、ことし8月の一斉更新時に許可申請がなかったことによる許可の消失でありますとか、自主廃業、起業の認可失効等によるものとなっております。

さらに1枚めくっていただきますと、1ページ目の裏になってございますが、2ページから4ページにかけてでございますけれども、指定漁業の各漁業種類につきまして、トン

数階層別の許認可隻数を整理した表となっております。許可の有効期間が5年間の漁業種類につきましては、平成24年8月1日の許可の一斉更新時における許認可隻数と同一となっております。

最後の5ページ目をお開きいただきたいと思います。5ページは、平成22年及び平成23年におけます指定漁業の漁獲量を漁業種類ごとに整理した表となっております。指定漁業合計では18万トンの減少となっておりますが、こちらの主な要因は、大中型まき網漁業において、震災の影響や漁海況により、サバ類、カツオ等の漁獲量が減少したことによるものでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。佐藤委員。

○佐藤委員 小型捕鯨業の件で、先ほどお聞きすればよかったかもしれないのですが、許可漁船は9そうというと変わらないのですが、漁獲量が若干落ちているということがあります。これは、また国際的な駆け引きとかいろいろとあるのでしょうかけれども、今後、この小型捕鯨といいますか、捕鯨の動きはどんな方向になっていくのか、現在おわかりの範囲で当局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 国際課長、よろしく願いいたします。

○国際課長 小型捕鯨業につきましては、従来はミンククジラを獲っていたということでございますけれども、1988年からは、商業捕鯨モラトリアムということでミンククジラが獲れなくなっているということでございます。ミンククジラのかわりにツチクジラ等を獲ってやっているということでございます。

昨年の捕獲頭数が少なくなっている理由につきましては、特に国際的な枠組みの変更があったということではございませんで、漁海況によるものということでございます。我々といたしましては、沿岸小型捕鯨業のミンククジラの捕獲枠をIWCの場で認めてもらうことをできるだけ早く実現したいということで、IWCの場でも頑張っていくということですし、それに向けて関係国への働きかけをやっていく、こういう考え方でございます。

○佐藤委員 ありがとうございました。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、報告事項は以上にしたしたいと思います。

続きまして、その他でございますけれども、その他のところで、高橋委員、よろしくお願い致します。

○高橋特別委員 それでは、ちょっとトレモリノス条約についてお伺いしたいのですけれども、10月9日から南アフリカのケープタウンにおきまして、漁船の世界的な安全基準を目指すというトレモリノス議定書の改訂に関します国際会議が開催されまして、この改正案が採択されたということでございます。今後、この議定書の発効にあわせて、我が国も法律の改正が行われるということになるかと思っておりますけれども、今回の改正で、いわゆるトン数の読みかえ規定というものが認められまして、ほとんどの条約が950トン未満の漁船が適用除外ということになりました。特にこの議定書につきましては、条約の時代から漁船員の安全を守るといような重要な条約であることから、我々も国際運輸労連、ITFの一員として最重要課題であるということで取り組んできた経緯がございまして、今日若干意見、それから若干の質問をさせていただきたいと思っております。

特に、今回の議定書の採択に当たりまして、我が国の国内の漁船員の代表の意見を全く聞かずして決定したことにつきましては大変遺憾であると思っております。水産庁の発表を見ておりますと、我が国の意見が取り入れられまして、適用除外が増えて採択されたと読めるのですけれども、御承知のとおり、毎年海難事故がありまして、火災事故も含めて多くの漁船員が生命を落としている中で、国際基準の適用除外というものを増やすことが、果たして世界の主要な漁業国であります我が国の責任ある対応だと考えておられるのかどうか、まずこの辺をお伺いしておきたいと思っております。

それから、この採択をされた以降、今後、我が国も国内の法律の改正に当たりましては、現行の国内法を緩和することのないようにまずお願いしておきたいと思っております。

それから、国内法の改正前に関係者で勉強会などを開催していただきまして、齟齬が生じないようにお願いしておきたいと思っております。特に、寒冷地の操業船におきましては、イマージョンスーツの装備というものを強化していただけないかとも思っておりますし、また、950トン以上の漁船について、いわゆる無線従事者の資格要件の中に、いわゆる英語でコミュニケーションがとれる能力が強化されたことによりまして、海外まき網、それから、遠洋トロールの乗組員のこの辺の対策をどのようにお考えなのか、考え方をお聞かせいただければと思います。

最後に、この条約は、御承知の通り、採択をされた時点からもう35年も経過してござい

して、なかなか発効されないということで、何度か国際的な話し合いを持って、ようやく今回、改正案が採択されたという歴史的なものを持っております。特に、漁船の世界的な安全基準というものを目指しているわけですから、我が国もこの改正条約の早期の批准をお願いしたいと思っております。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。事務局から見解の御説明等。

○増殖推進部長 今回の委員の質問に対してお答えしたいと思いますが、実は、担当課が今日来ておりません。今、非常に詳細な御質問をいただきましたので、今、答えるのはちょっと無理でございますので、別途、また改めて御説明に参りたいと思います。

特に、これからこのような安全に関わる条約の実施ということになりますと、当然のことながら、関係者の方々とよくすりあわせをしないと、これはうまくいきませんので、その点を踏まえまして、改めてまた御説明にも行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○山川分科会長 では、そういうことで、よろしくお願ひいたします。

ほかに、その他のところでございますけれども、野村委員。

○野村特別委員 この場で何回となく発言させていただいておりますが、9月に実際、中国に行って、停泊中の虎網船に乗って、責任者の話も聞いてまいりました。それを実際この目で見て、急激な隻数増大、それから強力な集魚灯の設備を持っている、それから、今でもなお、現場では操業秩序を守っていない。このような状況が続けば、東シナ海の資源の枯渇というのは、もう近い将来あるのではないかと確信を持つに至りました。

今、我々が操業している日中の暫定水域、これの中間線付近までは我が国の主権の及ぶ資源管理ができる海域だと思っております。この海洋生物の保存と管理の法律、この基本理念に沿うような持続的な資源管理を関係国にも強力に働きかけていただきたいと、これは強く思います。

それから、今まで台湾水域とか尖閣とか、それから海底ガス田、そういったところの操業の範囲が狭められております。通達によって自粛しております。そういう東シナ海における我々の実情というものを、関係者の方々にも水産庁さんが情報を収集した中で説明していただいて、共有していただければと思うところでございます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。中国との関係ということですが、

虎網につきまして、何か水産庁として情報とかを集めていらっしゃいますでしょうか。

○資源管理部長 資源管理部長です。本当は次長が退席前に今の御発言があれば発言すべきところでございます。

次長が、一昨日になるのでしょうか、大連でありました中国の漁業博に行って、そこで中国の農業部漁業局の次長と会談をして、虎網の実情について詳しく説明し、それが多く違法といたしますか無許可の状態である、しかも大きく数が増えているということを詳しく説明して、これについて早期に日中の間の取り締まりの担当者会議を開いて、中国政府としても本腰を入れて取り締まってくれという申し入れをしております。

中国側としましても、かなりその状況が緊迫している状況なのだというのをそのときよくわかったようであります、我々、その次長の今回の要請、中国側への申し入れということ踏まえて、中国当局と実際にどういう話し合いが持てるのか、具体的な規制のあり方について話し合いをどうしていくのか、話し合っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかに、その他でございますけれども。八木田委員。

○八木田特別委員 質問漏れというか、今ちょっと話すタイミングをうかがっていたのですが、サケでも、サンマの件ですが、この基本計画とか管理指針について異論はないのですが、サンマの資源量というものが、今、物すごく著しく変わってきている。単年度、単年度で比較した文書の中で、まさしくこのとおりなのですけれども、数年前と比較すると、「高位・安定」だったものが、今は「中位・減少」ということですが、現場サイドでは物すごく著しく減少している。そしてまた、この11月に獲れる魚種組成が著しく小型化してきていると。この小型化された魚をこれ以上獲り続けると、本当に資源的にどうなのかなという心配が漁業者の中でもなされていますし、荷受け、あと流通業界の中でも、大丈夫ですかという形で本当に物すごく心配されているところなんです。

これらの部分について、漁業はありがたい、1次産業はありがたいことで、いろいろなこういう施策で漁獲共済等々、そういったもので守られてはおりますが、このTACの数量というものが一旦決まってしまう、そして、あとまた、この資源管理計画というものを一旦設定してしまいますと、こうして著しく変わってきている中で、これらを踏まえて、今の資源減少を踏まえて小型魚の管理をしようとしたときに、このTACの数量とか資源管理計画というものが、逆に邪魔してしまって、ああいう資源管理ができない状況に追い込ま

れているという状況が今、現実としてあるんです。

その辺を踏まえて、あと、この管理する方針というか、政策上、その辺のところを機動的に変更できるというか、そういったことをちょっと考えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。サンマでございますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

○管理課長 非常に今年の漁況というのが例年にない状況だということは私どもも伺っておりますし、先ほど申し上げたような小型化していると。そういった中で、早い段階で操業を中止するというような話もいろいろな形で伺っております。そういったものをどういった、このTACの中でできること、それから資源管理計画でできること、さまざまあると思いますが、むしろTACというより、今、お話を伺っている限りですと、資源管理計画を柔軟に見直していくということでの対応になるのかと思いますが、いずれにしても、その具体的な内容をまた私どものほうと、それから団体さんのほうと、関係者のほうと相談した上で、どういった対応ができるかということについて速やかに検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○山川分科会長 では、そういうことで、よろしくお願いたします。

ほかに、その他でございますけれども。

よろしいですか。

では、その他のところで、事務局から何かございますでしょうか。

○管理課長 次の資源管理分科会ですが、現在のところ、来年の2月に開催をお願いしたいと考えております。4月以降のTACの設定等でございます。ただし、何か緊急な必要が生じて、それ以前に開催するということになる場合には、できるだけ早期に御連絡したいと思っております。

いずれにしても、日程につきましては、後日、事務局から調整させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

以上で本日予定しておりました議事については終了いたしました。これもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。